

○安全・安心情報等提供協定書

この度、大洲市（以下「甲」という。）、内子町（以下「乙」という。）、大洲警察署（以下「丙」という。）、及び株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸（以下「丁」という。）は、当該地域の安全のため次の事項について、安全・安心情報等提供協定を締結する。

（情報の把握）

第1条 甲及び乙は、災害情報、緊急情報のほか、学校・保護者・地域住民からの子供への声かけ事案通報、不審者情報等を常に把握し、必要に応じて丙に連絡するものとし、丙においても独自に知り得た情報のうち、今後の捜査等に影響のない範囲で甲及び乙に連絡を行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条で把握した内容のうち、公開に値すると判断した事項を丁に連絡し、丁は地域住民の安全確保のため速やかにこれを丁所有の有線テレビにおいて放送を行うものとする。

（情報交換及び連絡調整）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、この協定書に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に取り組状況、措置状況等の交換を行うとともに、必要な連絡調整を講ずるものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定書に定める活動を円滑に推進するため、甲・乙・丙及び丁にそれぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、別表のとおりとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（施行期日）

第6条 この協定は、平成19年6月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自がその1部を保管する。

平成19年5月29日

甲 大洲市長
乙 内子町長
丙 大洲警察署長
丁 株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸 代表取締役

別表

連絡責任者	甲（大洲市）	危機管理課長 学校教育課長	
	乙（内子町）	総務課長 教育課長	
	丙（大洲警察署）	生活安全課長 交通課長	
	丁（CATV西瀬戸）	制作課長	以上